



社会福祉法人

茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付基準

第1 目的

生活福祉資金運営委員会における貸付審査を公平かつ適正に行うため、貸付審査基準を定めるものとする。

第2 貸付対象世帯

資金貸付の対象となる世帯は、次の各号に該当する世帯であること。

- (1) 低所得世帯にかかる収入は、生活保護法にいう生活保護基準の 1.7 倍程度（収入基準額表参照）とする。
なお、子どもの就労収入については、1 人 25,000 円を計上し、世帯の収入に入れるものとする。
ただし、教育費、家賃等については、別に加算する。
- (2) 障害者世帯（身体障害者、知的障害者又は精神障害者の属する世帯）については、収入基準額表は適用しない。
- (3) 高齢者世帯については、4 人世帯の場合で概ね年収 600 万円程度とする。
- (4) 高齢者世帯にいう日常介護を要する状態とは、つぎに掲げるいずれかに該当する場合をいう。
 - ①衣服の着脱が自ら困難なもの
 - ②食物摂取が自ら困難なもの
 - ③排泄行為が自ら困難なもの
 - ④入浴行為が自ら困難なもの
 - ⑤歩行が自ら困難なもの
 - ⑥その他必要と認められるもの

第3 貸付の条件

- (1) 現在地の居住期間は原則として、6 ヶ月以上居住しているものとする。
- (2) 高齢者世帯を除き借受人の年齢は、原則として 65 歳以下とする。
- (3) 同一世帯に対する資金の再貸付は、原則として同一資金 3 回を限度とする。
- (4) 保証人の年齢は、原則として借受人の最終償還時において 70 歳以下とする。
- (5) 保証人は、健康で相当の収入又は資産を有する者とする。
- (6) 福祉資金の障害者用自動車の購入に必要な経費における自動車の購入にあたっては、原則として総購入経費の 20%以上の自己資金を負担するものとし、排気量についてガソリン車は 1,800cc 以下、ディーゼル車は 2,500cc 以下で標準装備の車輛本体価格・税・諸費用・身体障害者用の改造費の合計額とする。
なお、償還期間は 8 年以内とし、据置期間は 6 ヶ月以内とする。
- (7) 修学資金の償還期間は 20 年以内とする。
- (8) 同じ目的で他法他制度を利用している方は対象外とする。

収入基準額表（7人以上の場合には1人増えるごとに、60,000円を加算する。）

(円)

級 地 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人
2級地	127,000	194,000	264,000	334,000	409,000	467,000
3級地	114,000	175,000	238,000	301,000	368,000	420,000

2級地－水戸市・日立市・土浦市・古河市・取手市、3級地－2級地以外の市町村

生活福祉資金貸付条件一覧 (平成21年10月から適用)

資金種類/資金の目的		貸付対象世帯			貸付上限額	据置期間 (以内) 据置期間中 無利子	償還期限	利率
		低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯				
総合支援資金	生活支援費	●	—	—	貸付期間 12 月以内 二人以上世帯 月額 200,000 円 単身世帯 月額 150,000 円	6 月以内 ※	20 年	連帯保証人 あり 無利子 連帯保証人 なし 年 1.5%
	住宅入居費	●	—	—	400,000 円			
	一時生活再建費	●	—	—	600,000 円			
福祉資金	生業を営むために必要な経費	●	●	●	4,600,000 円	6 月以内 ※	20 年	連帯保証人 あり 無利子 連帯保証人 なし 年 1.5%
	技能習得に必要な経費及び その期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	—	技能を習得する期間が 6 月程度 1,300,000 円 1 年程度 2,200,000 円 2 年程度 4,000,000 円 3 年以内 5,800,000 円		8 年	
	住宅の増改築、補修等及び 公営住宅の譲り受けに必要な経費	●	●	●	2,500,000 円		7 年	
	福祉用具等の購入に必要な経費	—	●	●	1,700,000 円		8 年	
	障害者用自動車の購入に必要な経費	—	●	—	2,500,000 円		8 年	
	中国残留邦人等にかかる 国民年金保険料の追納に必要な経費	●	●	●	5,136,000 円		10 年	
	負傷又は疾病の療養に必要な経費 (健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む) 及び その療養期間中の生計を維持するために必要な経費	●	—	●	療養期間 1 年以内 1,700,000 円 療養期間が 1 年を超え、1 年 6 月以内であって、世帯の自立に必要なとき 2,300,000 円		5 年	
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む) 及び その期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	●	介護サービス受給期間 1 年以内 1,700,000 円 介護サービス受給期間が 1 年を超え、1 年 6 月以内であって、世帯の自立に必要なとき 2,300,000 円		5 年	
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	●	●	●	1,500,000 円		7 年	
	冠婚葬祭に必要な経費	●	●	●	500,000 円		3 年	
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	●	●	●	500,000 円		3 年	
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	●	●	●	500,000 円		3 年	
	その他日常生活上一時的に必要な経費	●	●	●	500,000 円		3 年	
	緊急小口資金	●	●	●	100,000 円	2 月以内 ※	8 月	無利子
教育支援資金	教育支援費	●	—	—	高校 月額 35,000 円 高専 月額 60,000 円 短大 月額 60,000 円 大学 月額 65,000 円	卒業後 6 月以内	20 年	無利子
	就学支度費	●	—	—	500,000 円			
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	—	—	●	土地の評価額の 7 割 月額 / 300,000 円	契約終了後 3 月	据置期間 終了時	年 3% 又は長期 プライムレートの いずれか低い方
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	—	—	●	居住用不動産の評価額の 7 割 (集合住宅 5 割) 月額 / 保護の実施機関が定めた額	契約終了後 3 月	据置期間 終了時	年 3% 又は長期 プライムレートの いずれか低い方

※ 災害を受けたことにより、総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、据置期間を 2 年以内とすることができる。

・ 福祉費の貸付金額の限度は 5,800,000 円以内。資金目的に応じた貸付上限額の目安は、上記のとおりである。

総合支援資金の内容

資金種類	貸付対象	貸付限度額	貸付期間	据置期間 (据置期間中無利子)	償還期限	利子
生活支援費	低所得世帯	月額 200,000 円 (単身 150,000 円)	12 月以内	6 月以内	20 年	連帯保証人 あり 無利子
住宅入居費		400,000 円	—			連帯保証人 なし 年 1.5%
一時生活再建費		600,000 円	—			

貸付対象	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯であって、次のいずれの条件にも該当する世帯が貸し付けの対象となります。
	① 低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
	② 資金の貸付けを受けようとする者（借入申込者）の本人確認が可能であること
	③ 現に住居を有していること又は住居手当緊急特別措置事業における住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
	④ 実施主体（県社協）及び関係機関から、貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること
	⑤ 実施主体（県社協）が貸付及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
	⑥ 失業等給付、就職安定資金融資、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと

《総合支援資金借入申込み関係添付書類一覧》

※申込書に添付する書類は下記のとおりですが、必要に応じて、下記以外の書類が必要になることもあります。住宅手当を申請中の方は、下記のうち①、②、③の提出は不要です。

①健康保険証の写し及び住民票謄本（発行後3ヶ月以内）の写し	両方を揃えることができない場合は、いずれか一方に加えて、運転免許証の写しその他借入申込者の顔写真が貼付された証明書等
② 借入申込者や世帯の状況が明らかになる書類	生活困窮の状況が明らかになる書類 (例示) ・世帯の収入支出に関する書類 源泉徴収票（写）、所得税の確定申告書（写）、収入の減少とそれによる生活困窮の状況がわかる書類、等のいずれか ・生活困窮に陥った理由がわかる書類 【失業の場合】 離職票（写）、適用事業所全喪失届（写）、雇用保険受給資格者証（写）、個人事業の廃業届（写）、退職辞令（写）、離職直前の雇用主の発行する離職証明、健康保険任意継続被保険者証（写）、等のいずれか 【債務を抱えている場合】 債権者と債務の額がわかる書類、等
③ 求職活動等の自立に向けた取組みについての計画書	「総合支援計画・自立計画」表（市町村社協で相談のうえ記載）
④ 他の公的貸付制度又は公的貸付制度を利用又は申請中の場合、その状況がわかる書類	当該公的制度の決定通知書又は申請書写し等
⑤ 入居予定住宅に関する状況通知書写し	住宅手当の申請後に実施主体から交付されたものの写し
⑥ 住宅手当支給対象者証明書写し	住宅手当の申請後に実施主体から交付されたものの写し
⑦ 連帯保証人の資力が明らかになる書類	住民税課税証明書又は固定資産税課税証明書（不動産登記簿謄本）等
⑧ 離職前の収入が明らかになる書類	前職の給与明細・離職票
⑨ 求職申込み・雇用施策利用状況確認票又は住宅手当・総合支援資金連絡票	

福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金借入れ申込み関係書類

資金種類／資金の目的		書類の種類・内容	書類の詳細、例など
福祉資金	生業を営むために必要な経費	見積書	機械器具・設備品・資材・商品仕入・自動車の購入に関する見積書
		許可書	運転免許証（写）、はり・灸・マッサージ業の免許証（写）・営業許可書（写）、軽車両運送業届出書（写）
		契約書	店舗・事業所等の借用契約書（写）、補修・改造確認書（写）、賃貸契約書（写）、業者指定委託契約書（写）、保証金に関する指定委託契約書（写）
		その他	事業計画書（収入・支出見込み書）、カタログ（パンフレット）
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	証明書	採用通知（写）、自動車教習所見積書、入学許可書（写）、在学証明書
		その他	技能習得期間中の生活費のわかる収入支出見込書
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	見積書	住宅工事見積書、見取図（平面図）
	福祉用具等の購入に必要な経費	証明書	障害者手帳（写）
		見積書	機能回復訓練器具・用具等の見積書
	障害者用自動車の購入に必要な経費	証明書	障害者手帳（写）、運転免許証（写）、自動車検証（写）
		見積書	購入予定の自動車の見積書、カタログ（パンフレット）
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	通知書	特例措置対象該当通知書・追納保険料納付書
	負傷又は疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	証明書	医師の診断書（療養見込期間及び療養費概算額、就労見込記載）、雇用先の証明書、関係機関の証明書
		その他	療養期間中が確認できる書類及びその間の生活費の収入支出見込書
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	証明書（通知書）	①介護サービス利用者負担額等 介護保険対象分の利用者負担額等が記載されたもの（写） ②償還払いとなる介護サービス費の立替え 償還払いとなる介護サービス費の額が記載された書類及び当該費用にかかる見積書等の申請書に記載された額が確認できる書類（写） ③障害福祉サービス等受給のための利用者負担額等指定業者が利用者に対して交付する請求書（写） ④償還払いとなる障害福祉サービス等受給のための経費の立替え償還払いとなる費用の額が記載された書類（写）
		その他	介護サービス・障害者サービス等の受給期間が確認できる書類及びその間における生活費の収入支出見込書
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	証明書	官公署が発行する被災証明書
	冠婚葬祭に必要な経費	証明書	婚姻の証明（挙式会場の予約証明書、婚姻届出後の住民票）、葬儀費用の請求書
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	見積書等	工事見積書、地主（貸主）の承諾書
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	証明書	雇用を証明する内定書（写）、採用通知（写）
	その他日常生活上一時的に必要な経費	証明書等	出産証明、母子手帳（写）、出産費用のわかる請求書
	緊急小口資金	証明書 その他	健康保険証（写）、医療費、介護費の請求書・領収書、紛失届（写）、官公署が発行する被災証明書、年金・保険・公的給付等の支払開始時期が確認できる書類、離職証明書、雇用通知書（写）、給与明細書、税金・保険料・公共料金の請求書・領収書、社会福祉施設等からの退所の場合の賃貸住宅の敷金・礼金の請求書・領収書
教育支援資金	教育支援費	証明書	入学許可通知書（写）、合格通知書（写）、受験票（写）、在学証明書、
	就学支度費	見積書	就学支度費に係る見積書、資金用途がわかる書類（学校からの通知書）
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	世帯の証明書	借入申込者の戸籍謄本、世帯全員の住民票の写し、世帯全員の市町村民税非課税証明書又は市町村民税均等割課税証明書、推定相続人の同意書
		不動産の証明書	居住建物及び土地の登記簿謄本、公図、位置図、固定資産課税台帳評価価格、※有している場合のみ（地籍図、測量図、建物図面）
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	世帯の証明書	借入申込者の戸籍謄本、世帯全員の住民票の写し、
		不動産の証明書	※有している場合のみ（位置図、測量図、建物図面）

※福祉資金及び教育支援資金は、住民票（借入申込人は、住民票謄本、連帯保証人は住民票抄本）、源泉徴収票・所得証明書等（借入申込人・連帯借受人・連帯保証人）が必要。

不動産担保型生活資金の内容

資金種類	貸付対象	貸付限度額	貸付月額	貸付期間	償還期限	利子
不動産担保型生活資金	低所得 高齢者 世帯	担保とする 土地評価額の 70%	300,000 円 以内	貸付元利金が 貸付限度額に 達するまで	契約終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い方

※据置期間は契約終了後3月以内

貸付対象	次の要件の全てに該当する場合に貸し付けの対象となります。 ① 借入申込者が単独で所有又は同居の配偶者と共有している不動産に居住していること ※ 同居の配偶者と共有の場合、その配偶者は連帯借受人となる場合に限りです。 ② 借入申込者が居住している不動産に、賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと ③ 借入申込者に配偶者又は借入申込者若しくは配偶者の親以外の同居人がいないこと ④ 借入申込者の世帯構成員が、原則として65歳以上であること ⑤ 借入申込者の世帯が市町村民税非課税程度の低所得世帯であること ⑥ 借入申込者が居住している不動産の土地の評価額が1,000万円以上であること
	① お住まいの不動産（土地・建物）を担保として、県社会福祉協議会から借受人に生活資金を融資します。 ※ 担保となる土地は、貸付契約前及び貸付期間中も3年に1回以上、不動産鑑定士による土地の評価を行います。 ※ 担保となる不動産には、「根抵当権の設定登記」及び「所有権移転請求権保全のための仮登記」を行います。 ※ 登記にかかる諸費用及び不動産鑑定士による評価費用は、全て借入申込者の負担となります。 ※ 生活資金は、月限度額の範囲内で契約した額を3月毎に送金します。初回送金は、登記完了後に行います。 ② 借入申込者の推定相続人のうち1名を連帯保証人に設定します。 ※ 推定相続人がいない場合は、連帯保証人は不要です。 ③ 借受人が死亡した場合や契約を解除した場合等に貸付契約は終了となります。 ※ 貸付限度額に達した時点で貸し付けは停止されますが、借受人は、契約終了まで担保不動産に居住し続けることができます。

※ 詳細については、お問合せください。

※ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金については、内容が異なりますので別途ご相談ください。

茨城県内の社会福祉協議会所在地等一覧

平成21年10月1日

	市町村社協名	郵便番号	所在地	建物名	建物の愛称	電話番号	FAX番号
1	水戸市	311-4141	水戸市赤塚 1-1	水戸市福祉ボランティア会館内	MIOS	029-309-5001	029-309-5525
2	日立市	317-0076	日立市会瀬町 4-9-13	福祉プラザ 1 階		0294-37-1122	0294-37-1124
3	土浦市	300-0036	土浦市大和町 9-2 ウララ2ビル4F	土浦市総合福祉会館内	ウララ2ビル	029-821-5995	029-824-4118
4	古河市	306-0044	古河市新久田 271-1	古河市古河福祉の森会館内		0280-48-0808	0280-48-0119
5	石岡市	315-0009	石岡市大砂 10527-6	ふれあいの里石岡 ひまわりの館内		0299-22-2411	0299-22-2440
6	結城市	307-0001	結城市結城 344-5	結城市役所分庁舎内		0296-33-0225	0296-33-1037
7	龍ヶ崎市	301-0007	龍ヶ崎市馴菜町 834-1	龍ヶ崎市地域福祉会館内		0297-62-5176	0297-62-5575
8	下妻市	304-0064	下妻市本城町 3-13			0296-44-0142	0296-44-0559
9	常総市	303-0034	常総市水海道天満町 2472	市民・福祉センター	ふれあい館	0297-23-2233	0297-23-2234
10	常陸太田市	313-0041	常陸太田市稲木町 33	常陸太田市総合福祉会館内		0294-73-1717	0294-72-5449
11	高萩市	318-0031	高萩市春日町 3-10	高萩市総合福祉センター内	萩っこ・はまなす	0293-23-8341	0293-23-8342
12	北茨城市	319-1542	北茨城市磯原町本町 2-4-16	北茨城市地域福祉交流センター内		0293-42-0782	0293-42-7666
13	笠間市	309-1704	笠間市美原 3-2-11	笠間市友部社会福祉会館		0296-77-0730	0296-78-3933
14	取手市	302-0021	取手市寺田 5144-3	取手市福祉交流センター内		0297-72-0603	0297-73-7179
15	牛久市	300-1292	牛久市中央 3-15-1	牛久市役所分庁舎 1F		029-871-1295	029-871-1296
16	つくば市	305-0018	つくば市金田 1979	つくば市役所桜庁舎内		029-857-7500	029-857-8011
17	ひたちなか市	312-0041	ひたちなか市西大島 3-16-1	ひたちなか市総合福祉センター内		029-274-3241	029-275-0606
18	鹿嶋市	314-0012	鹿嶋市平井 1350-45	鹿嶋市総合福祉センター内		0299-82-2621	0299-83-0242
19	潮来市	311-2421	潮来市辻 765	潮来市保健センター内		0299-63-1296	0299-63-1265
20	守谷市	302-0116	守谷市大柏 954-3	いきいきプラザ内	げんき館	0297-45-0088	0297-48-5554
21	常陸大宮市	319-2254	常陸大宮市北町 388-2	常陸大宮市総合保健福祉センター内	かがやき	0295-53-1125	0295-53-1275
22	那珂市	311-0105	那珂市菅谷 3198	那珂市総合保健福祉センター	ひだまり	029-298-8881	029-298-8890
23	筑西市	308-0806	筑西市小林 355	筑西市総合福祉センター内		0296-22-5191	0296-25-2400
24	坂東市	306-0631	坂東市岩井 4413-1	坂東市役所岩井庁舎附属庁舎		0297-35-4811	0297-36-2355
25	稲敷市	300-0504	稲敷市江戸崎甲 1992	稲敷市江戸崎福祉センター内		029-892-5711	029-892-5922
26	かすみがうら市	315-0066	かすみがうら市中佐谷 1205	かすみがうら市千代田高齢者センター内	平成館	0299-59-5509	0299-59-5925
27	桜川市	309-1223	桜川市鍛田 612	岩瀬福祉センター内		0296-76-1357	0296-76-2961
28	神栖市	314-0121	神栖市溝口 1746-1	神栖市保健・福祉会館内		0299-93-0294	0299-92-8750
29	行方市	311-3512	行方市玉造甲 403	玉造福祉センター内		0299-36-2020	0299-55-4545
30	鉾田市	311-1528	鉾田市当間 228	老人福祉センター内		0291-32-5831	0291-32-5832
31	つくばみらい市	300-2312	つくばみらい市神生 530	きらくやまふれあいの丘すこやか福祉館内		0297-57-0123	0297-57-0206
32	小美玉市	311-3436	小美玉市上玉里 1122	小美玉市保健福祉センター内		0299-37-1551	0299-37-1552
33	茨城町	311-3131	東茨城郡茨城町小堤 1037-1	茨城町総合福祉センター	ゆうゆう館	029-292-7141	029-292-3232
34	大洗町	311-1305	東茨城郡大洗町港中央 26-1	健康福祉センター内	ゆっくら健康館	029-266-3021	029-266-2739
35	城里町	311-4303	東茨城郡城里町石塚 1428-1	城里町常北保健福祉センター内		029-288-7013	029-288-7021
36	東海村	319-1112	那珂郡東海村村松 2005	東海村総合福祉センター内	絆	029-282-2804	029-283-4535
37	大子町	319-3526	久慈郡大子町大子 771-1	大子町高齢者センター内		02957-2-2005	02957-2-2005
38	美浦村	300-0424	稲敷郡美浦村受領 1546-1	美浦村デイサービスセンター		029-885-0038	029-840-4552
39	阿見町	300-0331	稲敷郡阿見町阿見 4671-1	阿見町総合保健福祉会館内	さわやかセンター	029-887-0084	029-887-9934
40	河内町	300-1331	稲敷郡河内町生板 9593-1	河内町福祉センター		0297-84-2830	0297-84-4060
41	八千代町	300-3572	結城市八千代町菅谷 1033	八千代町保健センター		0296-49-3949	0296-49-3866
42	五霞町	306-0303	猿島郡五霞町江川 3201	五霞町福祉センター内	ひばりの里	0280-84-0765	0280-84-3887
43	境町	306-0404	猿島郡境町長井戸 1681-1	境町社会福祉会館内		0280-87-2525	0280-87-5825
44	利根町	300-1632	北相馬郡利根町布川 2968	利根町民すこやか交流センター内		0297-68-7771	0297-68-8072

32市10町2村 計44市町村社協

茨城県社会福祉協議会	310-8586	水戸市千波町 1918	茨城県総合福祉会館 2 館		029-241-1133	029-241-1434
------------	----------	-------------	---------------	--	--------------	--------------